にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業

毎日の暮らしの『あんしん』をお手伝いする制度です



を る。 を利用したいけれ で、手続きの仕方 がわからない

銀行に行って お金をおろしたい けれど、自信がな くて誰かに相談し たい

ではますいんかんゆう でと 商品勧誘の人 が来たとき、どう 対応していいのか わからない



☆福祉サービス利用のお手伝い

☆日常的な金銭管理サービス

☆重要書類などの預かりサ<mark>ービス</mark>

きよかわむらしゃかいふくしきょうぎかい

消化社会福祉協議会がある。

ご利用できる方ののののののの

「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がよくわからない」「普段のお金の管理に不安がある」など、日常生活をしていくうえで判断する能力が不十分な高齢者や障害(知てきょうが、せいしんしょうが、しんたいしょうが、かたりょうが、サンしんしょうが、しんたいしょうが、かたりょうが、すりょう的でき、精神障害、身体障害)のある方が利用できます。

なお、必ずしも療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を ものではありません。

施設や病院に入所、入院した場合でもOK

福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、サービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活やサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、利用料の支払いなどのお手伝いをします。

サービスの内容ででででで



- Oどんな福祉サービスが受けられるのか。福祉サービスを受ける にはどうしたらいいのかなどの相談にのります。
- 〇福祉サービスを受けるためのいろいろな手続きのお手伝いをします。
- 〇福祉サービスの利用料の支払い
- 〇福祉サービスの苦情解決手続き

日常的金銭管理 サービス



- 〇年金や福祉手当などを受けるために必要な手続きのお手伝い。
- 〇税金や家賃、電気代などを支払うためのお手伝い。
- ○病 院へ医療費を支払うためのお手伝い。
- 〇生活に必要な日用品を購入したときの代金を支払うお手伝い。
- ○預貯金通帳からの金銭の出し入れや解約するときの手続きの お手伝い。

書類等預かり サービス

〇保管を希望される各種の証書や通帳、印章などの書類等をお 類かりします。

【お預かりできるもの】

なんきんしょうしょ けんりしょ ふとうさんとうきすみしょ いんしょう 年金証書、権利書、不動産登記済書、印章などです。

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



相談

しゃかいふくしきょうぎかい れんらく まず、社会福祉協議会にご連絡ください

本人以外でも家族など身近な方、または民生委員さんなどを通じての問い合わせもお受けいたします。

訪問·面接

たんとうしゃ ほうもん 担当者が訪問します

必要に応じて、職員(専門員)が自宅等を訪問し、相談をお受けします。相談にあたりましては、プライバシーに十分配慮し秘密は守ります。お気軽にご相談ください。



こま いっしょ かんが しぇんけいかく つく お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります

のことやご希望をお聞きし、契約内容、支援計画を提案します。





りょうけいやく むす 利用契約を結び、サービスが開始されます

りょうしゃ しゃかいふくしきょうぎかい あいだ りょうけいやく むす しえんけいかく 利用者と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。支援計画に でついて専門員まには生活支援員がサービスを提供します。

契約・サービスの開始

・ サービスのお手伝いをするのは・・・

相談からサービスの提供にいたるまで、社会福祉協議会の専門員や生活支援員がお手 伝いします。

【専門員】困りごとや悩みについて相談を受けます。ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があればいつでも相談にうかがいます。



【生活支援員】契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

利用料でででで

せうだん。まりょう きんせんかんり 相談は無料。金銭管理などのサービスを利用するには料金がかかります。

そう だん **相 談・・・・・・・・・・・・無 料** ぶく,し ... りょうえんじょ む りょう

ゑくし 福祉サービス利用援助・・・・・・無 料

金銭管理サービス・・・・・月2,500円

書類等預かりサービス・・・・・ 月500円



その他のののののの

せいねんこうけんせいどのりょう。 成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にサービスを利用する意思があり、契約の内容があるでいどりかい 程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。 障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、このででようがいでご本人にふさわしい援助につないだり、「成年後見制度」の利用を支援します。



成年後見制度とは

また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

連絡先

きよかわむらしゃかいふくしきょうぎかい 清川村社会福祉協議会あんしんセンター

きょかわむらしゃかいふくしきょうぎかいない(清川村社会福祉協議会内)

7243-0112

かながわけんあいこうぐんきょかわむらすすがや 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220<mark>番地の1</mark>

きょかわむらほけんふくし 清川村保健福祉センター「ひまわり館」 1 階

「有川村保健福祉センダー」のまわり期」「陌 でんね

電話046-287-1118/F<mark>AX046-287-201</mark>3

《受付時間》午前8時30分から午後5時15分

AND 444